有明海自動車航送船組合監査委員公告第4号

令和5年7月14日に実施した令和4年度有明海自動車航送船事業会計の監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月19日

有明海自動車航送船組合 監査委員 下田 芳之 同 藤井 一恵

監査の結果に係る措置について (有明海自動車航送船事業会計)

1 監査意見について

(1) 監査意見

ア 誘客の推進について

新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた輸送台数は、行動制限の緩和措置や下半期からの全国旅行支援等の効果もあり、令和4年度全体でコロナ禍前の約8割まで回復してきている。

今後とも、利用者サービスの向上や関係団体との連携を図りながら、 より一層の誘客の推進に努める必要がある。

イ 行政職職員の人材育成について

当組合の行政職は、中堅層の職員が少なく若手職員が多いことから、引き続き、外部研修等を活用するなど必要な知識や技能の習得に向けた 人材育成に努める必要がある。

ウ 「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

令和4年度決算においては、運航収入がコロナ禍前の水準に回復しつつあるものの、原油価格や物価の高騰に加え、少子高齢化や人口減少など社会経済情勢から、今後も厳しい経営環境が続くものと見込まれる。このような中、令和5年3月に策定された「有明フェリー中期目標(令和5年度~令和9年度)」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより安定した事業の継続を図ることとしている。

当該目標について、進捗管理や検証を行いながら経営改善に努める必 要がある。

(2) 監査意見に対して講じた措置

ア 令和4年度の輸送台数は、コロナ禍前の約8割まで回復したところであり、現在、令和5年度においては、コロナ感染症が5類に移行されたことなどにより、観光需要の回復が見られ前年度比約5%の増加となっております。

このような回復傾向にある中、旅行業者主催の誘致商談会への参加並びに組合独自の誘致宣伝を実施し、又、有明海周遊型商品「雲仙・有明

スローライン」の販売の継続、新規事業として日本旅客船協会の公認事業である「御船印めぐりプロジェクト」への参加等積極的な営業活動を推進しております。

引き続き地元関係機関との連携を図りながら、利用者ニーズに応え、 輸送台数回復に努めてまいります。

- イ 行政職職員の人材育成については、今後も外部研修への参加の機会を 設け、人材育成に努めてまいります。
- ウ 中期目標初年度の令和5年度は、収入面では輸送台数の増加に伴い目標数値より増収となっている一方で、費用面においては原油価格の高騰を受け船舶燃料費が上昇しましたが、その他経費の削減に努めた結果、目標数値に近い見込みとなっております。

今後も原油価格の高騰等社会情勢が変化し先行き不透明な状況下にありますが、取り巻く環境を注視しながら経営の指針となる中期目標の進捗管理や検証を行い、目標の達成に努めてまいります。

- 2 是正・改善を検討すべき事項について
 - (1) 是正・改善を検討すべき事項
 - ア 固定資産の会計処理について

建物の改良工事等を行った場合の取得価格については、有明海自動車 航送船組合会計規程第63条第1項第3号の規定に基づき、撤去部分の 額を除却した価額に改良の経費を加算した価額を取得価格とすべきで あるが、多比良港ターミナルのトイレ改修工事等において、撤去部分の 額を除却せず改良に要した経費をそのまま取得価格としているので、適 切な会計処理を図られたい。

イ 出納取扱金融機関等に対する検査について

地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づく管理者による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査について、平成2年度以降実施されていないので、適切に検査を実施されたい。

- (2) 是正・改善を検討すべき事項に対して講じた措置
 - ア 固定資産の会計処理について

固定資産の除却については、構造が変わるなど大規模な改良工事に対しては当該部分の除却処理を実施しておりましたが、今回指摘された機能追加などの小規模な一部改良工事については除却費の算定が困難であることを理由に除却処理を実施していなかった経緯があります。

今後は会計規程の見直しを含め、除却対象となる改良工事等の規模などを組合内部で検討し、適切な会計処理に努めてまいります。

イ 出納取扱金融機関等に対する検査について

金融機関等の検査については、令和5年度より対象の金融機関に対し 検査対象項目を定め、検査を実施してまいります。